

補助金交付申請の手続きの流れ

①事前相談・受付	<p>木造住宅の耐震診断の補助金をご希望の方は電話でお問い合わせいただくか窓口へご相談ください。</p> <p>☐相談窓口：都市整備部建築住宅課 建築指導係 (TEL：0852-55-5342 松江市末次町 86 番地 松江市役所別館 3階)</p>
②補助対象になるかの審査	<p>受け付けた木造住宅が補助対象に該当するかを、建築住宅課において書類確認の後現地確認を行い、事前審査します。</p> <p>■場合によっては事前調査に際し、建物の課税台帳を確認させていただきますので、委任状を提出してください。</p> <p>審査が終了したら、電話にて連絡いたします。</p>
③耐震診断士派遣申込書の提出 ※	<p>■補助対象となった場合、木造耐震診断士派遣申込書(様式第1号)を提出してください</p>
④耐震診断日程調整 (耐震診断士派遣制度を利用する場合) ※	<p>耐震診断士と調査日程の調整を行い、診断日を決定します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 松江市より耐震診断士に連絡 2. 日程調整の連絡は耐震診断士より直接申請者へ連絡があります。 3. 日程調整後、診断の日程をお知らせください。 4. 耐震診断士へ見積作成依頼をしてください。
⑤派遣決定 ※	<p>☐申請書類の審査後、派遣が適当と認められた場合は、耐震診断士派遣決定書を送ります。</p>
⑧交付申請書の提出	<p>■補助金等交付申請書(様式第1号)には、次の書類を添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①対象建築物の案内図、平面図、面積表 ②登記事項証明書等の写し等対象建築物の所有者等を確認できる書類 ③補助事業者が所有者と異なる場合は所有者の同意書 ④建築確認通知書の写しその他対象建築物の建築年月日がわかるもの ⑤対象建築物の2面以上の外観写真 ⑥耐震診断に要する費用の見積書又はその写し ⑦長屋建ての場合、所有者全員の同意書 ⑧借家の場合、借家人の同意書 ⑨暴力団員等該当性の照会に係る同意書
⑨交付決定	<p>☐申請書類の審査後、助成が適当と認められた場合は、補助金交付決定通知書を送ります。</p>

⑩事業の着手	■事業に着手（契約）したときは、速やかに着手届（様式第4号）を提出してください。
⑪完了届	■事業が完了したときは、速やかに完了届（様式第4号）を提出してください。
⑫実績報告書の提出	■事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して報告してください。 ①事業に係る費用の請求書の写し ②領収書の写し ③耐震診断結果報告書の写し
⑬補助金確定	□書類審査の上、補助金額確定通知書を送付します。
⑭補助金請求	■補助金の請求は、補助金等支払請求書（様式第7号）に次の書類を添付して提出してください。 ①口座振替依頼書（様式第9号の3） 交付請求書受付後、3週間程度後に指定口座に補助金を振り込みます。 ②補助金等確定通知書の写し ③補助金を受け取る口座情報が確認できるもの（金融機関の通帳（写）等）
◆注意事項◆	○事業は、 年度内に完了し請求書を提出できるものを対象 とします。 ○事業を中止または変更した場合は、速やかに変更申請・取り下げ届を提出してください。 ○木造住宅が建築基準法の基準に適合していない場合など、対象とならない場合があります。 ○既に行われた事業の場合は、対象になりません。 補助金交付決定通知書到着後に着手をしてください。 ○上記の他、追加の資料をお願いする場合があります。

※③～⑤…木造住宅耐震診断士派遣制度を利用される場合のみ

◆問い合わせ先◆都市整備部建築住宅課 建築指導係 55-5342